

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は5,770人(令和2年国勢調査)。年齢別構成比は、0～14歳が8.1%、15～64歳が44.7%、65歳以上が47.2%となっており、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少傾向が続いている。

本町の産業構造を産業別就業者数で見ると、第一次産業が16.8%、第二次産業が33.8%、第三次産業が49.4%となっており、第一次産業から第三次産業へ産業構造が変化してきている。

本町における中小企業者の実態としては、人口減少、少子高齢化の影響から人手不足や後継者不足となっており、このまま放置した場合には、各事業者の経営規模の縮小が想定され、本町経済の活力低下が懸念される状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、業務の効率化を図り、生産性の向上につなげるものである。

これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、機械器具や金属製品、繊維等の製造業をはじめとして、農林業、建設業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町は福島県の北西に位置し、298.18km²の広大な面積を有しており、各

産業は町内の適地にそれぞれ立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から町内全域を対象エリアとする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業、農林業、建設業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が地域経済を支えているため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ICT化など多様であるため、労働生産性について年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月31日から令和7年7月30日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。